

入 札 公 告

一般競争入札（電子入札）について、次のとおり公告する。

令和 7 年 10 月 27 日

豊 明 市 長 小 浮 正 典



1 入札に付する事項

(1) 工事名

排水路拡張工事

(2) 路線等の名称

市道沓掛南 66 号外

(3) 工事場所

豊明市沓掛町曙地内外

(4) 工事概要

排水路拡張

(5) 工期

契約の翌日より令和 9 年 3 月 12 日まで(約 450 日間)

(6) 予定価格

落札者決定後公表する（事後公表）。

(7) 入札方法等

ア 本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行なうこと。

イ 詳細な入札方法は、豊明市電子入札実施要領（平成 19 年 9 月 11 日決裁）による。

ウ 本入札は、豊明市事後審査型一般競争入札実施要領（平成 21 年 3 月 5 日決裁）に定める、開札後、落札候補者に対して入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する事後審査型の一般競争入札とする。

エ 入札方式は、電子入札システムの事後審査型一般競争入札を使用する。

オ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額に消費税の税率を乗じて得た額及び地方消費税の税率を乗じて得た額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「消費税相当額」という。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

カ 入札の回数は 1 回とし、入札書に併せて工事費内訳書を送信すること。

ただし、開札の結果、予定価格超過により落札者がいない場合は再度入札を行う。再度入札の回数は 2 回までとする。

キ 最低制限価格を設ける。最低制限価格未満の入札参加者は失格とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度の豊明市工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、当該工事の公告の日から落札者決定の日までの間に、豊明市において指名停止若しくはそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、愛知県内に本店又は契約先事業所を有する者で、土木一式工事業の許可を受けた者であること。
また、建設業法第3条第1項第2号に該当する者は同工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- (4) 土木一式工事に係る最新の経営事項審査の総合評定値が、1,000点以上であること。
ただし、市内に契約先事業所を有する者はB等級以上であること。
- (5) 過去5年間（令和2年度～令和6年度）において官公庁（国、地方公共団体及び建設業法施行令第45条で定める法人に限る。）発注の契約金額8千4百万円以上の土木一式工事を元請として完了・引き渡した施工実績があること。ただし、市内に契約先事業所を有する者は、過去5年間に豊明市財政課契約所管の豊明市との施工実績があれば可とする。
なお、共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率20%以上の場合に限る。
- (6) 配置予定の技術者は、建設業法第26条に定める主任技術者又は監理技術者の資格を有する者を専任で配置できること。

なお、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下のア～サの要件を全て満たさなければならない。

ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ 監理技術者補佐は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件までとする。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これらの複数の工事を一つの工事とみなす。）

オ 特例監理技術者が兼務できる工事の場所は、本工事場所から直線距離で、10km程度以内であること。

カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

ケ 兼務できる工事は低入札工事でないこと。

コ 当該工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合は、兼務届に加えて、カ〜クについて各工種における業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。

サ 当該工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズへの登録を行うこと。

- (7) 当該工事の公告の日から落札者決定の日までの間に、豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）及び豊明市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（豊明市長、豊明市教育委員会教育長及び愛知県愛知警察署長の間で平成24年12月25日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定を受けた者、又は再生手続開始の決定を受けた者は、申立てをなされていない者とみなす。

3 入札手続き等

(1) 入札参加申込書の提出

本工事の入札に参加しようとする者は、入札参加申込書を電子入札システムにより添付ファイルとして送信し、入札参加の申込をするものとする。

添付する入札参加申込書は、ファイル名の後に括弧で会社名を加えること。

(例) 入札参加申込書 (〇〇建設). doc

ア 入札参加申込書（豊明市事後審査型一般競争入札実施要領第4条関係様式第1号）

電子入札システムにアクセスし、入札情報サービスからダウンロードすること。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

(2) 入札参加申込期間

令和7年10月27日（月）午前9時から

令和7年11月4日（火）午後5時まで

（電子入札システムの稼働時間は、平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く。）の午前8時から午後8時まで）

(3) 入札書及び工事費内訳書の提出

ア 電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を添付ファイルとして送信する。

添付する工事費内訳書は、ファイル名の後に括弧で会社名を加えること。

(例) 工事費内訳書 (〇〇建設). xls

イ 工事費内訳書

電子入札システムにアクセスし、入札情報サービスからダウンロードすること。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

ウ 提出期間

令和7年11月20日（木）午前9時から

令和7年11月21日（金）午後5時（入札書受付締切予定日時）

（電子入札システムの稼働時間は、平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く。）の午前8時から午後8時まで）

(4) 開札予定日時及び開札場所

ア 日時

令和7年11月25日（火）午前10時00分

イ 場所

豊明市役所 行政経営部 財政課 事務室

ウ 落札候補者の保留

開札時において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者のうち、低い価格で入札した順に落札候補者となる順位を決定し、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。この際、同額の入札が2以上あるときは、くじにより落札候補者となる順位を決定するものとする。

(5) 再度入札

ア 再度入札の予定日時及び開札場所は、電子入札システムにより再入札通知書にて通知するので確認すること。

イ 開札時刻から落札者決定（再入札通知書）までは電子入札システムによって開札状況を確認し、再度入札に対応できるようにすること。

ウ 失格となった入札者は再度入札、再々度入札に参加することができない。

エ 1回目の入札に参加しなかった者は、再度入札に参加することができない。また、再度入札に参加しなかったものは、再々度入札に参加することができない。

4 落札者の決定

第1位の落札候補者は、入札参加資格確認申請書に確認資料を添えて持参により提出すること。

提出された入札参加資格確認申請書及び確認資料の審査の結果、入札参加資格を満たしていることが確認できた場合は落札者とする。

当該落札候補者が、入札参加資格を満たしていない場合は、次順位の入札価格の低い者から順次確認を行い、落札者を決定する。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 同種工事の施工実績

ウ 配置予定の技術者氏名等

エ 建設業許可書の写し

オ 経営事項審査結果「総合評定値通知書」の写し（最新のもの）

カ 入札参加に必要な資格に関する報告書

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

提出を求められた日を含め3日（その日が閉庁日の場合はその翌日）以内

(4) 提出場所

豊明市 行政経営部 財政課 契約検査係

(5) その他

ア 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は、返却しない。

ウ 提出書類に関する問合わせ先。

豊明市 行政経営部 財政課 契約検査係

電話：(0562) 92-8314

エ 入札参加資格確認申請書等について

① 配布場所等

電子入札システムにアクセスし、入札情報サービスから事後審査提出書類.xlsx ファイルをダウンロードすること。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

② 配布期間

令和7年10月27日（月）から令和7年11月4日（火）まで

（電子入札システムの稼働時間は、平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く。）の午前8時から午後8時まで）

(6) 落札決定（入札参加資格の確認結果）通知

入札参加資格確認申請書及び確認資料の審査結果は、当該申請書及び資料の提出期限の翌日から起算して7日以内に通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日（その日が閉庁日の場合はその翌日）以内の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に書面を持参して提出しなければならない。

説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (2)の書面の提出先は、次のとおりとする。

豊明市 行政経営部 財政課 契約検査係

6 設計図書等の閲覧及び貸出

設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）は、電子入札システムにアクセスし入札情報サービスからファイルをダウンロード若しくは次のとおり閲覧及び貸し出すものとする。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

(1) 閲覧及び貸出期間

令和7年10月27日（月）から令和7年11月25日（火）まで
（閉庁日及び休館日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧及び貸出場所

豊明市 経済建設部 土木課 土木係

電話：0562-92-1116

7 設計図書の質問及び回答

設計図書に対する質問がある場合には、次のとおり書面を持参したうえで電子データを提出すること。

(1) 提出期間

令和7年10月27日（金）から令和7年11月10日（月）まで
（閉庁日及び休館日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

（2）提出場所

豊明市 経済建設部 土木課 土木係

（3）（1）の期間に提出された質問の回答については、次により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和7年11月17日（月）から令和7年11月25日（火）まで
（閉庁日及び休館日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

豊明市 経済建設部 土木課 土木係

8 入札保証金

豊明市契約規則第9条により、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金の納付を必要とする。ただし、豊明市契約規則第11条に該当するときは、入札保証金の納付を免除する。

9 入札の無効

豊明市契約規則第12条（入札の無効）又は豊明市電子入札実施要領第14条（入札の無効）に該当する入札は無効とする。

10 契約書の作成

契約書の作成を必要とする。

11 契約保証金

契約保証金の納付を必要とする。

12 支払条件

- （1） 前金払 豊明市公共工事前金払事務要領により支払う。
- （2） 中間前金払 豊明市公共工事中間前金払事務要領により支払う。
- （3） 部分払 豊明市契約規則第53条により支払う。

13 特定の不正行為に対する措置

- （1） 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償の請求にあわせて本件契約を解除することがある。
- （2） 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において相手方としない措置を講ずることがある。

14 その他

- （1） 本工事は、豊明市公契約条例（令和元年豊明市条例第25号）第8条第2項に規定する

報告を求める公契約である。

- (2) 豊明市公契約条例第9条に基づき、受注者等は市内業者の受注機会の確保及び積極的な活用に努めなければならない。
- (3) 豊明市公契約条例第5条に基づき、受注者等は公契約に携わる者としての社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、当該公契約を適正に履行しなければならない。また、市が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めなければならない。
- (4) 入札参加者は、本公告及び豊明市の規則等を熟知し、公正かつ適正に入札すること。
- (5) 落札者は、資料に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。
- (6) この公告に対する問い合わせ先

豊明市 行政経営部 財政課 契約検査係

電 話：0562-92-8314 E-mail: zaisei@city.toyoake.lg.jp